

# 平成30年度 事業報告書

平成30年4月1日から

平成31年3月31日まで

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

## 第1章 はじめに

国際海運では早くから航海自由の原則が確立され、船の国籍を問わず国際航路に参入できるようになっています。このため、競争が激しくなるとともに、船会社は所有船の船籍をリベリア、パナマなどの国（便宜置籍国）に置き、コスト削減を図るようになりました。

船の安全規制は、国際条約に基づき、船が船籍を置く国（旗国）が第一義的責任を負っています。しかし、初期の便宜置籍国は、条約で定められた安全・環境保護規制に十分な能力を持たず、便宜置籍国の船が世界各地で事故を起こし、油流出による海洋汚染や沈没による航路障害を引き起こしました。1978年には便宜置籍国に船籍を置く巨大タンカーが操舵装置の故障からフランス沖で座礁し大量の原油を流失、沿岸国に多大の被害をもたらしました。

事故の影響を被った欧州各国は、寄港する外国船が国際基準に定められた要件に適合しているかを確認する必要があるとの認識を持ち、**Port State Control**（PSC：寄港国船舶検査）と呼ぶ立入検査で確認しようとしてきました。ただし、PSCを確実に実施するためには、次のような問題がありました。

1. 近隣の港湾間で、検査内容に差異があると、例えばA港が厳しく隣接するB港が安易なPSCを行えば船はB港に流れるといった、不適切な競争を招くおそれがあること。
2. 船側にとっては、寄港国毎に立入検査を受けることとなると円滑な運航に支障を来すこと。

これらを解決するには、地域内において統一的な手法によりPSCを実施するとともに、ある港のPSCで問題ないと判定された場合には一定期間近隣港ではPSCを実施しない等、地域内で検査結果を共有するといった国際協力が必要になります。このため、欧州各国は、1982年にパリで「PSCに関する地域協力に関する覚書（Memorandum of Understanding）」（パリMOU）を採択しました。パリMOUにより欧州ではPSCが組織的に実施されるようになり、国際基準を満足しない船（サブスタンダード船）が減少しました。

国連の専門機関である国際海事機関（IMO）は、パリMOUの成果を踏まえ、他の地域でも同様の措置を講じることを促すため、「PSCに関する地域協力の促進に関する総会決議」を1991年に採択しました。これを受け、日本がイニシアチブをとり1993年に東京で「アジア太平洋地域におけるPSCの地域協力に関する覚書」（東京MOU）が採択されました。現在、日本、中国、韓国、オーストラリア等の20の国・地域が東京MOUの加盟当局になっています。

PSCに係る地域協力を実効あるものとするには、PSCに関する検査手法の統一、検査情報の共有、情報公開などに関する詳細を定めなければなりません。これには、加盟当局間の意見調整が必要になります。また、統一的な検査手法の徹底や検査情報システムの円滑な運用を図るためには、PSC関係職員に対する研修・訓練が必要になります。

本財団は、東京MOU加盟当局間の意見調整などを円滑に実施できるようにするためのMOU事務局事業と、各国P S C関係職員の研修等を企画・実施する研修事業を行っています。なお、アジア太平洋地域には発展途上国も多く、東京MOUにより多くの国が参加できるように日本の民間資金（日本財団の助成金）を活用し各国の資金負担を軽減しています。

## 第2章 事業報告

### 1. MOU事務局事業

- .1 東京MOUには現在20の国・地域のPSC当局が加盟しており、加盟当局責任者の会合であるPSC委員会を毎年ほぼ1回各国持回りで開催しています。本財団は、PSC委員会の事務局の役割を担っており、委員会開催の日程調整、提案文書の回章、事務局提案文書作成及び委員会での説明、委員会報告書の作成等を行っています。
- .2 本年度は2018年11月5～8日、中国・杭州で第29回PSC委員会を開催しました。本PSC委員会での主な決定事項等は、次のとおりです。
  - ① メキシコから提出された準加盟当局資格申請及びアブジャMOU（西アフリカMOU）から提出されたオブザーバー資格申請を満場一致で承認。
  - ② パナマについては3年間に亘る準加盟当局としての活動がMOUに適合していることが確認されたため、今後、正式加盟当局としての申請を受理した上で調査チームによる現地調査を行い、次回PSC委員会において同調査の結果を踏まえ正式加盟当局としての要件を満たしているか審議することを決定。
  - ③ 2020年1月1日に施行される船舶燃料の硫黄分上限規制の確実な実施に資するため、施行1年前の2019年1月1日からPSC検査の際に同規制への注意喚起文書を船側に手交する広報キャンペーンをパリMOUと合同で実施することに合意。
  - ④ 2017年5月に開催されたパリMOU・東京MOU合同関係閣僚会議で採択された閣僚宣言に盛り込まれた行動計画について審議し、ばら積み貨物の輸送の安全の確保向上策として荷送り人等関係者に対する啓蒙プログラムを推進するとともにガイドラインを作成することなどに合意。
  - ⑤ 2017年に実施した「航行の安全」に関する集中検査報告書を承認するとともに、2020年には、パリMOUと合同で「復原性全般」をテーマに集中検査キャンペーンを行うこと及び2021年にはSTCW条約をテーマに合同集中検査キャンペーンを行うことをパリMOUに提案することを承認。
  - ⑥ 検査マニュアルの内容の更新を図るための改訂について承認。
  - ⑦ 技術協力プログラムが順調に実施されていることを確認するとともに、日本財団による財政支援に感謝の意を表明。
  - ⑧ 次回会合について、マーシャル諸島において2019年10月に開催することに決定。
  - ⑨ 任期満了となった議長、副議長の選任を行い、議長に **Mr. Alex Shultz-Altmann**（豪州海事安全庁）、副議長に **Mr. Kenneth Crawford**（ニュージーランド海事庁）を満場一致で選出。

また、2018年が東京MOU締結（1993年12月）から25周年の節目の年に当たることから委員会の冒頭、参加各当局は、これまでの東

京MOUの顕著な活動実績を振り返るとともに今後の更なる発展への決意を新たにしました。さらに、委員会として、発足当初から特に技術協力事業に対し多大かつ継続的なご支援をいただいている日本財団に対し、深い感謝の意を表明するとともに、笹川陽平日本財団会長の東京MOUに対するご理解とかけがえのない御貢献に改めて参加者一同衷心からの謝意を表明し、議長、事務局長連名で同会長へ感謝の意を伝える書簡を送ることを決定しました。



第29回PSC委員会：中国（杭州）

- . 3 次回のPSC委員会までの間、インターネットを介した作業部会が設置され、本財団はメーリングリストの整備、部会討議への助言等を行い、円滑に作業部会が進捗するよう支援しました。
- . 4 同年5月7～11日にポルトガルで開催されたパリMOU加盟政府間会合、同年9月24～28日に英国で開催されたIMO第5回条約等実施小委員会に出席し、東京MOUの活動状況等を報告するとともに、他の地域PSC組織と情報交換を行いました。
- . 5 同年5月2日、東京MOUの2017年の活動状況を取りまとめた **Annual Report 2017** を公表しました。同 **Report** にはPSC委員会の決定事項、研修等の開催状況、加盟当局が実施したPSC検査データの概要、当該データに基づき作成した旗国、政府代行機関別の格付等が記載されており、本財団が原案を作成し加盟当局の了承を得て公表しています。
- . 6 同年9月1日～11月30日に、「**MARPOL 条約附属書 VI (大気汚染防止)**」に関する集中検査を実施しました。東京MOUとパリMoUとが共同で質問票を作成し、黒海及びインド洋PSC地域組織も同じ質問票を使い集中検査を実施しました。
- . 7 PSC委員会で決定した基本方針に基づきPSC標準マニュアルの改訂作業を進め、同年7月19日及び12月26日に各国へ改訂版を送付しました。

- .8 2017年の第28回PSC委員会の決定に従い、2018年5月14～17日にパプアニューギニアにピア・サポート・レビュー・チームを派遣し、同国の加盟当局としてのパフォーマンス、PSCの実施状況等について調査を行い、パフォーマンス向上、PSCの統一の実施に向けての勧告を行いました。
- .9 2018年のPSC検査データについて、2019年4月下旬～5月上旬に公表すべく分析を進めました。その概要は次のとおりですが、詳細データを別添1に示しています。
  - ① 入域船舶数は前年に比べ0.7%減少し、個別船検査隻数も0.3%減少しましたが、検査率は前年と同じく70%となりました。
  - ② 航行停止処分率は、2017年3.00%から2018年2.96%に減少しました。
  - ③ ブラックリスト掲載国は前年から1カ国増加し12カ国、グレイリスト掲載国は前年から2カ国減少し16カ国、ホワイトリスト掲載国は前年比3カ国増加し40カ国となりました。

## 2. 研修事業

アジア太平洋地域内で統一的にPSCを実施するため、本財団はPSC職員に対する研修・訓練を企画、実施しています。研修等の計画は、PSC委員会の意見等を聴取し5年毎に見直しています。また、アジア太平洋地域には途上国も多いため、当財団が研修等に参加する途上国職員や途上国へ派遣する専門家の旅費などを支援しています。

- .1 加盟当局の要請により下記の専門家派遣を実施し、本財団は専門家等の派遣費用を負担しました。
  - ① 2018年11月26～30日、日本からベトナムへ専門家2名を派遣し、実務的研修（講義及び船上実習）を実施しました。20名の研修生が参加しました。
  - ② 同年11月29日～12月5日、日本からフィジーへ専門家2名を派遣し、実務的研修（講義及び船上実習）を実施しました。13名の研修生が参加しました。
- .2 同年7月9～13日の5日間、マレーシアでセミナーを国際海事機関（IMO）と共同開催しました。「MARPOL 条約附属書 VI」に関する集中検査のガイドライン、条約非適用船舶に係るPSCに関する講義、旗国から抗議があった事案等に関するケーススタディーなどを行いました。本セミナーには、26カ国・地域から53名が参加しました。本財団は開催費用の大半及び域内途上国参加者10名の旅費等、IMOは太平洋島嶼国3名の旅費及び開催費用の一部を負担しました。
- .3 同年8月20日～9月14日、日本で一般研修を実施しました。前半2週間は横浜で座学研修を行い、その後10か所の地方運輸局で船上実習を行いました。本研修には、域内14カ国、域外9カ国から合計24名が参加しました。本財団は域内途上国からの参加者8名の旅費等、IMOは域外からの参加者7名の旅費等を負担しました。
- .4 東京MOU域内PSCの調和を促進するために検査官交流を行っており、本

年度は7件の検査官交流（ベトナム→ロシア（2018年5月21日～6月1日）、香港・ニュージーランド→ベトナム（同年9月23日～10月6日）、日本→マレーシア（同年11月12～23日）、中国→シンガポール（同年11月19～30日）、豪州・ロシア→中国（2019年2月16～3月3日）、韓国→カナダ（同年3月4日～15日）、シンガポール→中国（同年3月18日～29日））を実施しました。本財団は、検査官の派遣費用を負担しました。

- .5 2018年10月8～19日、インド洋MOU事務局の要請により、同MOUがケニアでIMOと共同開催したPSC検査官研修にカナダ、チリ及び中国の専門家を派遣しました。インド洋MOU域内5カ国、域外5カ国から合計23名が参加しました。当財団は、専門家の選定、研修プログラム作成を行うとともに、職員を派遣し研修のコーディネーターを務めました（派遣費用はインド洋MOUが負担）。IMOが域外からの参加者5名の旅費を負担しました。
- .6 IMOがNORAD（ノルウェーの技術協力機関）の資金提供を受け、東南アジア諸国7か国において2018年から4年計画で実施する海洋環境保護関係条約の実施促進プロジェクト（MEPSEASプロジェクト）に協力するため、2018年6月25～27日にインドネシアにて開催された同プロジェクトのハイレベル会合に出席し、東京MOUとしての協力可能分野について協議を行いました。
- .7 豪州政府資金によりフィリピンで開催したASEAN諸国を対象としたPSCワークショップに豪州、日本及びニュージーランドからの専門家を派遣しました。同ワークショップには、ASEAN諸国7カ国から28名が参加しました。本財団は、専門家の選定、研修プログラム作成を行うとともに、職員を派遣し研修のコーディネーターを務めました。



日本での一般研修（講義及び船上実習）



マレーシアでのセミナー

### 3. その他の事業

2019年2月11～15日において、日本財団の支援を受け、基準不適合船の温床となっている東京MOU域内の低格付けの旗国（ブラックリスト国）5カ国（クック諸島、フィジー、インドネシア、ニウエ、パプアニューギニア）6名の政策担当者を招集し、豪州・ブリスベンにおいて、旗国としての責務に関する説明、旗国パフォーマンス向上に係る優良先行事例の紹介、旗国パフォーマンス向上に係るオセアニア地域での技術協力プログラムの紹介等を内容とするセミナーを開催し、基準不適合船の排除に向け、これらの国の旗国パフォーマンス向上に向けての意識付けを行った。



セミナー参加者集合写真



セミナー風景



### 第3章 管理業務

#### 1. 理事会及び評議員会

本年度の理事会及び評議員会の開催状況は、次のとおりです。

- .1 第15回理事会：2018年5月31日、議題＝平成29年度事業報告及び決算報告、定時評議員会の開催、業務執行理事職務執行状況報告
- .2 第10回評議員会：2018年6月18日、議題＝役員を選任、退職する役員への退職慰労金の支給、平成29年度事業報告及び決算報告
- .3 第16回理事会：2018年6月18日（書面）、議題＝理事長の選定及び報酬、顧問の選任及び報酬
- .4 第17回理事会：2019年3月15日、議題＝2019年度事業計画及び予算、業務執行理事職務執行状況報告

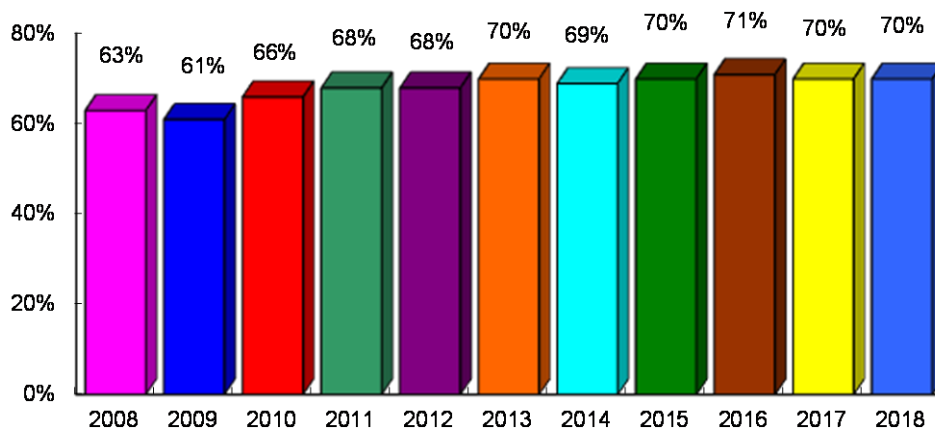
#### 2. 事務局組織

2018年度末の本財団組織図は、別添2のとおりです。

#### 3. 財産等

- .1 2018年度末の基本財産は5千万円であり、長期国債で運用し満期保有目的の債券としています。本財団の最も大きな財産である研修事業基金（2018年度末簿価：約23億14百万円）は、各種債券、公社債投信及び銀行預金で運用し時価評価をしています。
- .2 本財団の主な収入は、各国拠出金、日本財団助成金及び研修事業基金運用益です。

## 東京 MOU 域内の検査率

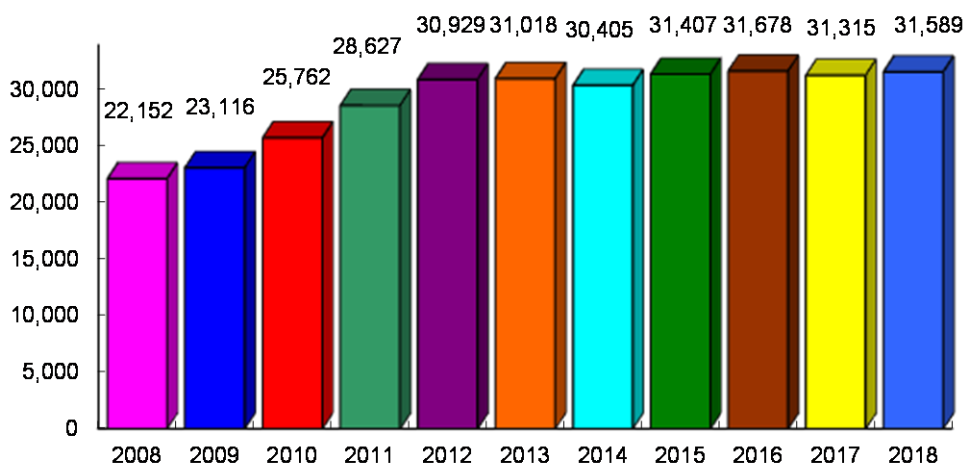


検査率＝個別検査隻数/個別入域船舶数（％）

個別検査隻数：同一船を 2 回以上検査しても 1 隻

個別入域船舶数：同一船が 2 回以上入域しても 1 隻

## 検査件数

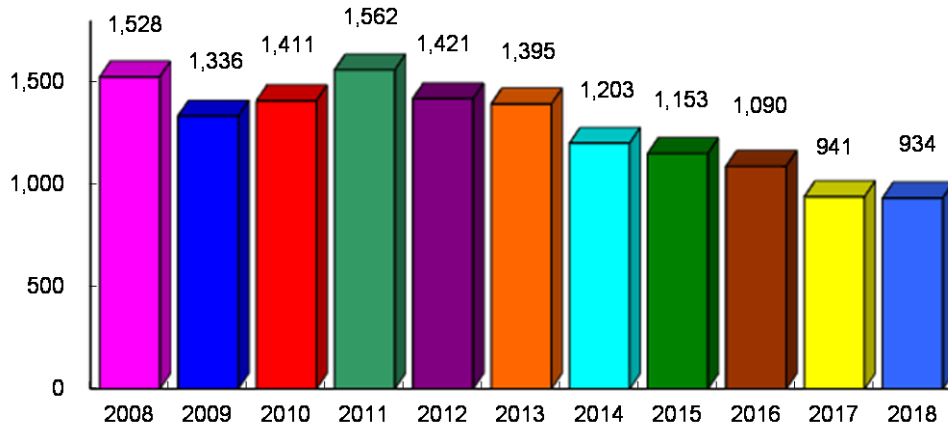


検査件数：1 隻の船舶を 2 回検査した場合は 2 件とカウントする。

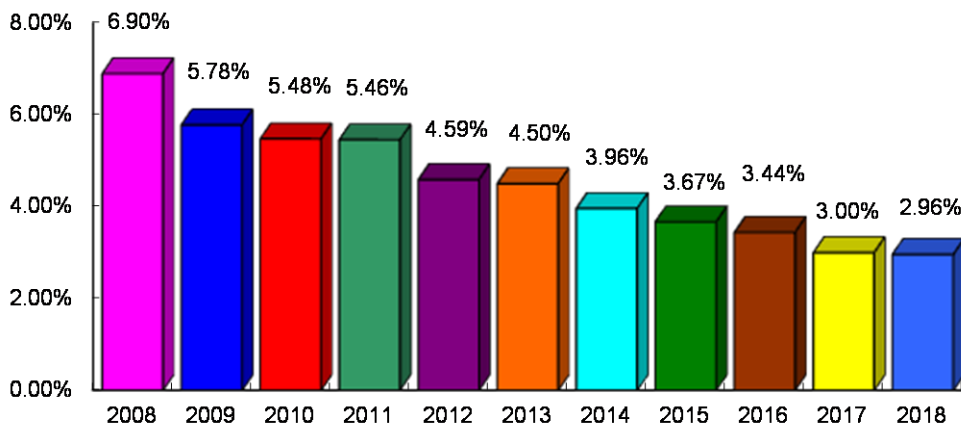
（解説）

入域船舶数は前年に比べ 0.7%減少（2017 年 24,939 隻→2018 年 24,767 隻）し、個別船検査隻数も 0.4%減少（2017 年 17,369 隻→2018 年 17,301 隻）し、検査率は 2017 年と同じ 70%であった。また、検査件数は 0.9%増加（2016 年 31,315 件→2018 年 31,589 件）した。各国の検査件数は基本的にほぼ横ばいの傾向にある。

### 航行停止処分件数



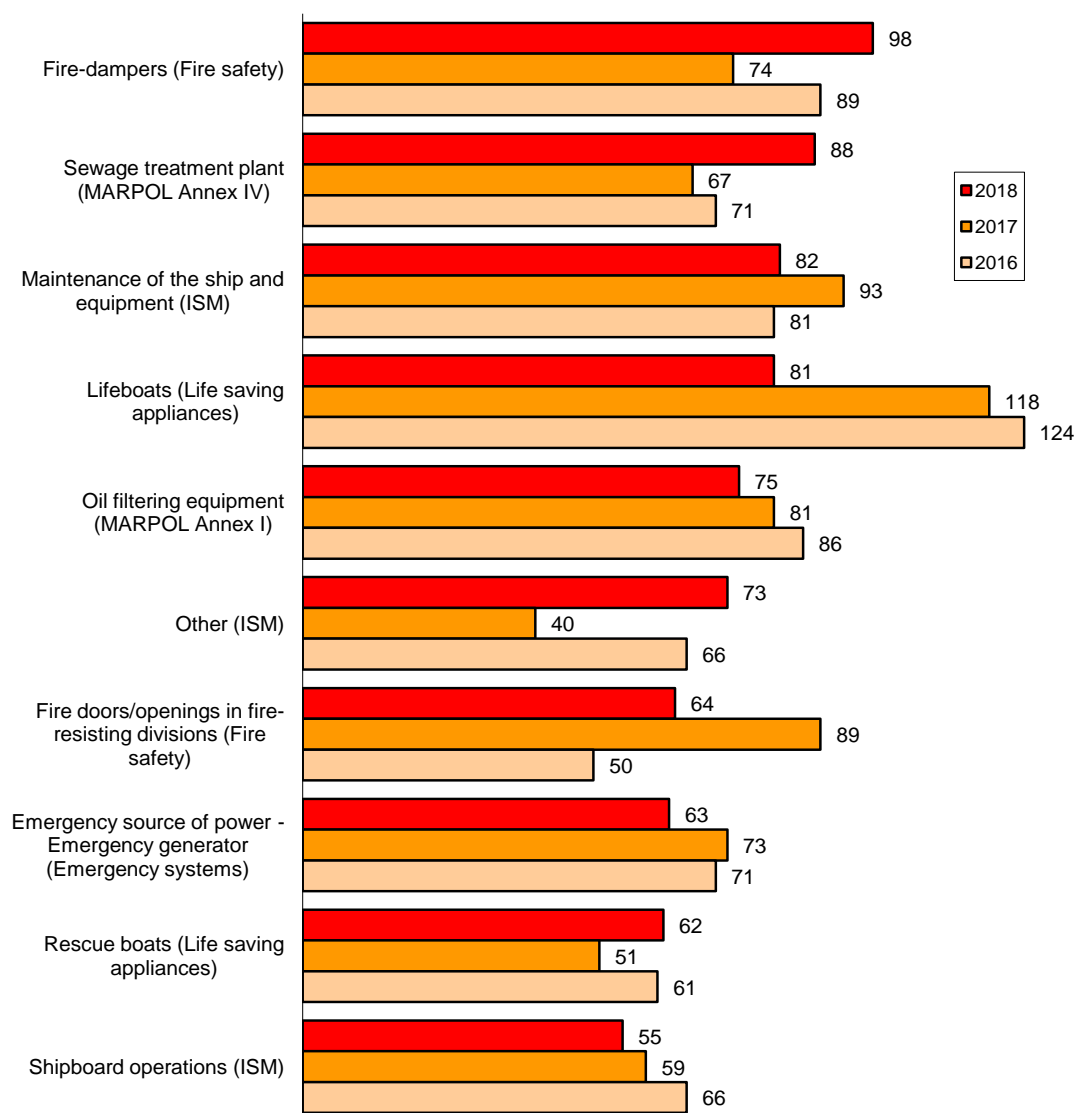
### 航行停止処分率



(解説)

航行停止処分件数及び航行停止処分率は、前年に比べ減少した。航行停止処分件数について、中国、マレーシアでそれぞれ12件(対前年比3.2%減)、11件(対前年比46%減)減少した一方、ロシアで36件増加(対前年比67%増)した。一方、パリM○Uの航行停止処分率は、ここ数年ほぼ横ばいであったが、2018年は減少に転じている(2017年3.82%→2018年3.15%)。

## 主な拘留要因欠陥の推移



(解説)

- 2017年まで拘留要因欠陥の第1位を占めていた「救命艇（救命設備）」は第4位となり、2018年では「防火ダンパー（火災安全）」が第1位、「污水处理装置（MARPOL条約附属書IV）」が第2位、「船舶・設備の保守（ISM）」が第3位となった。
- ISMコード関係は「船舶・設備の保守（ISM）」のほか、「その他（ISM）」、「船上操作（ISM）」も拘留要因の多くを占めていて、これらを合わせると210件に上る。

## 2018年旗国格付表

### ブラックーグレイーホワイトリスト

Flag	Inspections 2016-2018	Detentions 2016-2018	Black to Grey Limit	Grey to White Limit	Excess Factor
<b>BLACK LIST</b>					
Fiji	44	14	6		5.55
Tanzania	130	32	14		4.87
Cambodia	452	76	41		3.34
Togo	1,110	149	92		2.60
Mongolia	278	40	27		2.37
Micronesia, Federated States of	372	46	35		1.90
Palau	209	27	21		1.79
Niue	155	21	17		1.79
Korea, Democratic People's Republic	539	62	48		1.78
Sierra Leone	1,149	114	95		1.51
Barbados	59	9	8		1.49
Indonesia	659	58	57		1.03
<b>GREY LIST</b>					
Saint Kitts and Nevis	46	6	7	0	0.92
Jamaica	98	10	12	2	0.84
Dominica	72	7	9	1	0.74
Kiribati	336	24	32	15	0.53
Cook Islands	104	7	12	2	0.47
Pakistan	34	2	5	0	0.44
Croatia	95	6	11	2	0.43
Iran	135	8	15	4	0.37
Sri Lanka	49	2	7	0	0.29
Belize	2,411	158	190	148	0.24
Vanuatu	221	12	22	9	0.24
Turkey	114	5	13	3	0.20
Curacao	42	1	6	0	0.20
Bangladesh	156	6	17	5	0.07
Switzerland	105	3	12	3	0.05
India	250	11	25	10	0.04

WHITE LIST				
Chile	33	0	0	0
Saudi Arabia	136	4	4	-0.04
Kuwait	75	1	1	-0.08
Sweden	53	0	0	-0.18
Philippines	614	29	32	-0.19
Taiwan, China	297	10	13	-0.42
Netherlands	304	10	13	-0.47
Italy	338	11	15	-0.53
Saint Vincent and the Grenadines	199	5	8	-0.55
Gibraltar (UK)	157	3	5	-0.64
United States of America	161	3	5	-0.68
France	134	2	4	-0.70
Russian Federation	983	34	55	-0.80
Thailand	820	27	45	-0.82
Luxembourg	77	0	1	-0.83
Cyprus	1,582	57	94	-0.84
Malta	3,318	122	208	-0.91
Viet Nam	2,407	84	147	-0.94
Bermuda (UK)	198	3	7	-0.97
Tuvalu	391	9	19	-0.98
Antigua and Barbuda	1,077	31	61	-1.04
Malaysia	571	14	29	-1.05
Portugal	741	19	40	-1.08
Belgium	96	0	2	-1.14
United Kingdom (UK)	558	12	29	-1.17
Greece	1,009	25	57	-1.18
Panama	24,925	812	1678	-1.18
Isle of Man (UK)	649	14	34	-1.21
Liberia	7,787	224	508	-1.27
Marshall Islands	7,958	188	519	-1.45
Denmark	558	8	29	-1.48
Japan	624	8	33	-1.57
Bahamas	2,270	40	138	-1.58
Norway	753	10	41	-1.59
Germany	321	2	14	-1.67
Cayman Islands (UK)	326	2	15	-1.68
Korea, Republic of	4,169	35	264	-1.96
Hong Kong, China	9,464	80	621	-1.99
Singapore	6,811	54	442	-2.00
China	1,810	7	108	-2.34

参考：2018年パリM○U旗国格付表

Rank 2018	Flag	Nbinsp	NbDet	Limit B<>G	Limit G<>W	Excess Factor	WGB
1	Isle of Man (UK)	651	5	57	34	-1.80	White
2	Bahamas	2,207	27	175	134	-1.78	White
3	Singapore	1,925	24	154	116	-1.76	White
4	France	279	1	27	12	-1.75	White
5	United Kingdom	1,154	13	96	66	-1.74	White
6	Netherlands	2,978	44	232	185	-1.71	White
7	Marshall Islands	4,248	66	325	270	-1.70	White
8	Cayman Islands (UK)	480	4	43	24	-1.70	White
9	Norway	1,489	21	121	88	-1.66	White
10	Hong Kong, China	1,983	30	158	120	-1.66	White
11	Denmark	1,232	18	101	71	-1.62	White
12	Germany	550	7	49	28	-1.54	White
13	Luxembourg	199	1	20	8	-1.51	White
14	Japan	133	0	15	4	-1.51	White
15	Ireland	130	0	14	4	-1.49	White
16	Sweden	299	3	29	13	-1.46	White
17	Liberia	4,206	96	322	267	-1.44	White
18	Italy	1,039	20	87	59	-1.41	White
19	Gibraltar (UK)	675	12	59	36	-1.38	White
20	Malta	4,680	117	357	298	-1.37	White
21	Belgium	221	2	22	9	-1.36	White
22	Cyprus	1,964	47	157	118	-1.32	White
23	Greece	876	19	74	48	-1.28	White
24	Bermuda (UK)	244	3	24	10	-1.25	White
25	Estonia	87	0	11	2	-0.98	White
26	China	161	2	17	5	-0.96	White
27	Portugal	958	30	81	54	-0.92	White
28	Barbados	358	10	34	17	-0.74	White
29	Antigua and Barbuda	2,581	108	202	159	-0.70	White
30	Latvia	99	1	12	2	-0.63	White
31	Finland	425	14	39	21	-0.61	White
32	Turkey	1,047	42	87	59	-0.61	White
33	Philippines	146	3	16	5	-0.51	White
34	Spain	142	3	15	4	-0.46	White
35	Lithuania	115	2	13	3	-0.44	White
36	Poland	87	1	11	2	-0.40	White
37	Croatia	110	2	13	3	-0.35	White
38	Panama	6,200	343	468	400	-0.32	White
39	Faroe Islands, DK	235	8	23	10	-0.27	White
40	Russian Federation	1,243	66	102	72	-0.17	White
41	Korea, Republic of	75	1	9	1	-0.08	White
42	Saudi Arabia	63	1	8	1	0.05	Grey
43	United States	206	9	21	8	0.08	Grey
44	Libya	30	0	5	0	0.12	Grey
45	Algeria	87	3	11	2	0.15	Grey
46	Switzerland	100	4	12	2	0.18	Grey
47	Egypt	43	1	6	0	0.19	Grey
48	Curacao	88	4	11	2	0.26	Grey
49	Kazakhstan	52	2	7	0	0.27	Grey
50	Thailand	33	1	5	0	0.27	Grey
51	Morocco	68	3	9	1	0.28	Grey
52	Saint Vincent and the Grenadine	506	33	45	25	0.38	Grey
53	Iran, Islamic Republic of	127	9	14	4	0.51	Grey
54	Lebanon	71	6	9	1	0.63	Grey
55	Azerbaijan	55	5	7	0	0.66	Grey
56	Tunisia	41	5	6	0	0.83	Grey
57	India	71	8	9	1	0.88	Grey
58	Tuvalu	47	6	7	0	0.90	Grey
59	Vanuatu	246	24	24	10	0.98	Grey
60	Cook Islands	424	46	39	21	1.50	Black
61	Belize	361	44	34	17	1.84	Black
62	Saint Kitts and Nevis	233	31	23	9	1.96	Black
63	Albania	69	12	9	1	2.20	Black
64	Mongolia	36	8	6	0	2.65	Black
65	Sierra Leone	333	55	31	15	3.10	Black
66	Ukraine	82	17	10	1	3.29	Black
67	Moldova, Republic of	409	69	38	20	3.31	Black
68	Tanzania, United Republic of	326	58	31	15	3.48	Black
69	Cambodia	44	11	6	0	3.67	Black
70	Palau	210	41	21	8	3.74	Black
71	Comoros	351	67	33	16	3.92	Black
72	Togo	486	92	44	24	4.03	Black
73	Congo, Republic of the	98	26	12	2	5.15	Black

(解説)

- 1) ブラックリストについて、東京MOUではバルバドス、パリMOUではアルバニアが新たに掲載された。
- 2) 継続的にブラックリストに入っていたカンボジアが2015年半ばに便宜置籍船の登録を停止した影響で、東京MOUでのカンボジア籍船の検査件数は2016年に前年比853件(65%)減少し、2017年には2件、2018年には0件となった。一方、フィジーやミクロネシアについては2016~2017年に検査件数が急増した。両国政府からは、国籍証書が偽造されているとの通報があり、加盟各国に注意喚起している。
- 3) 東京MOU、パリMOUとも、ホワイトリスト掲載国の数がブラックリスト掲載国の数に比し圧倒的に多くなっている。この要因は、現在の評価方法が1990年代後半に定められ、現在よりも高い当時の航行停止処分率(9%台)を基準に統計処理を行っているためである。このため、パリMOUでは、現在の航行停止処分率(3%台)などを考慮した評価方法の見直しを進めており、また、この格付表が業界内でPSC検査の際のターゲティング指標として使用されるという本来の目的とは異なる使われ方をしていることを憂慮し、今後はUSCGが採用している域内平均拘留率を指標としたより簡単な算式を用いるとともに、ランキング方式の公表ではなくアルファベット順に旗国パフォーマンス(High—Medium—Low)を並べた表として公表することを決定している(実施時期については検討中)。



2018 年政府代行機関格付表

Recognized organization (RO)	No. of overall inspections 2016-2018	No. of RO responsible detentions 2016-2018	Low/medium Limit	Medium/high Limit	Excess factor	Performance level
SingClass International Pte Ltd	187	7	7	0	0.95	Medium
Cosmos Marine Bureau	336	10	11	2	0.85	
International Ship Classification	615	12	19	6	0.48	
Panama Shipping Registrar Inc.	185	3	7	0	0.40	
Croatian Register of Shipping	141	2	6	0	0.37	
Ship Classification Malaysia	86	1	4	0	0.36	
Sing-Lloyd	324	5	11	2	0.34	
New United International Marine Services Ltd	198	2	8	0	0.24	
Polski Rejestr Statkow	135	1	6	0	0.23	
Biro Klasifikasi Indonesia	326	4	11	2	0.23	
Union Bureau of Shipping	1,522	25	40	21	0.21	
Korea Classification Society (former Josen Classification Society)	666	9	20	7	0.16	
International Register of Shipping	412	4	13	3	0.09	
Dromon Bureau of Shipping	232	1	9	1	0.05	
Panama Register Corporation	158	0	7	0	0.03	
Universal Maritime Bureau	834	7	24	10	-0.39	
Overseas Marine Certification Services	1,296	11	35	17	-0.58	
Indian Register of Shipping	261	0	9	1	-0.65	
Isthmus Bureau of Shipping	1,513	11	40	21	-0.78	
Panama Maritime Documentation Services	1,358	9	36	18	-0.82	
CR Classification Society	722	2	21	8	-1.11	
Intermaritime Certification Services, S.A.	2,208	9	55	33	-1.34	
Vietnam Register	2,343	5	59	35	-1.65	
Bureau Veritas	11,439	19	254	204	-1.80	
Vietnam Register	2,499	2	62	38	-1.85	
Nippon Kaiji Kyokai	32,754	31	697	613	-1.89	
Lloyd's Register	14,569	12	320	263	-1.90	
RINA Services S.p.A.	3,125	1	76	49	-1.93	
Russian Maritime Register of Shipping	1,382	0	37	19	-1.94	
DNV GL AS	27,584	9	590	513	-1.96	
Korean Register of Shipping	9,545	2	214	168	-1.97	
American Bureau of Shipping	11,353	2	252	202	-1.97	
China Classification Society	7,580	0	172	131	-1.99	

参考：2018年パリMOU政府代行機関格付表

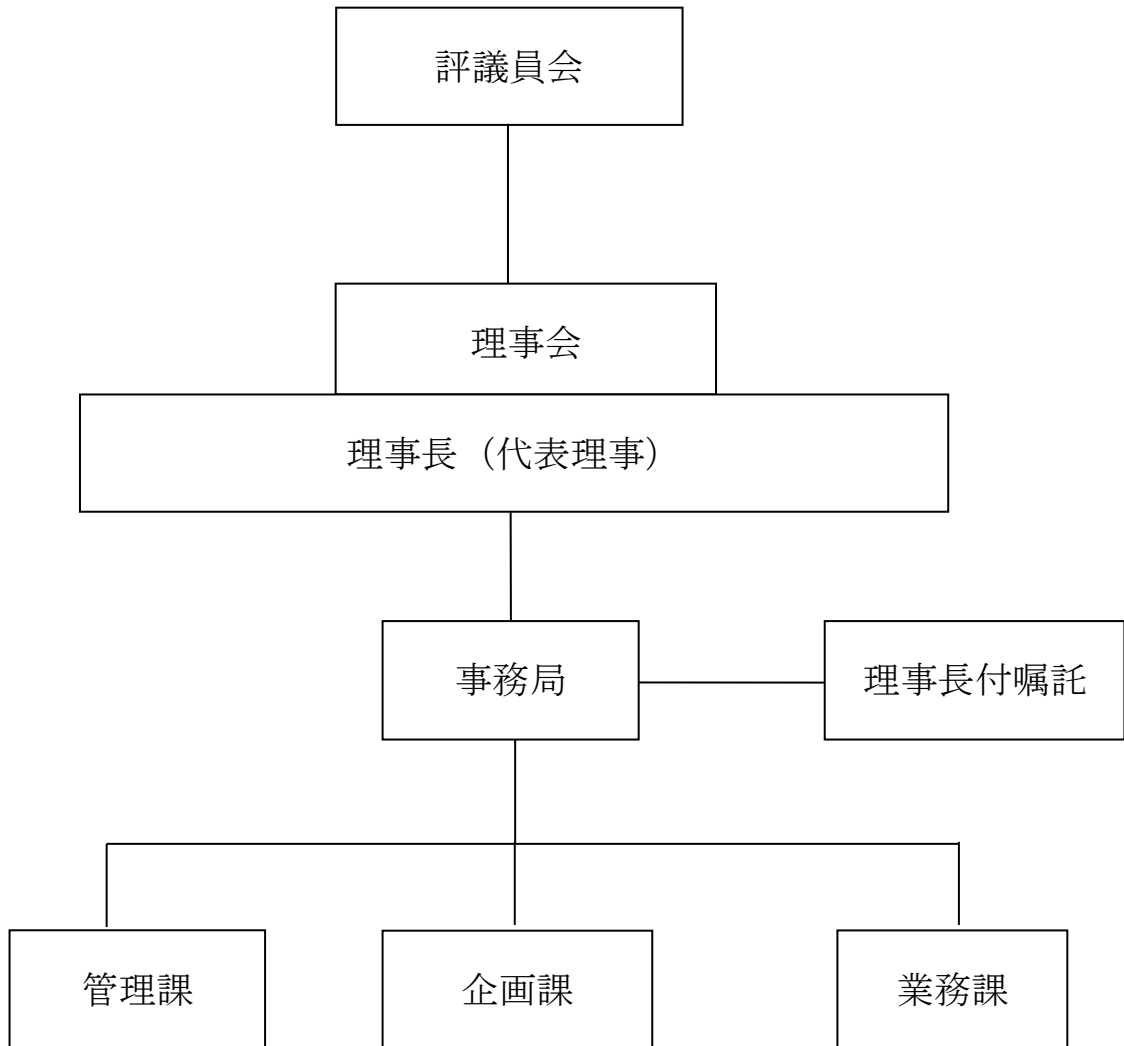
RO	RO abbrev	Inspections	Detentions	Low/ medium limit	Medium/high limit	Excess Factor	Performance level
American Bureau of Shipping	ABS	6,009	2	139	102	-1.95	High
DNV GL AS	DNVGL	18,192	18	395	332	-1.88	High
China Classification Society	CCS	869	0	25	10	-1.87	High
Lloyd's Register	LR	12,505	14	276	224	-1.86	High
Bureau Veritas	BV	11,450	25	254	204	-1.74	High
Nippon Kaiji Kyokai	NKK	8,393	23	189	146	-1.66	High
Korean Register of Shipping	KRS	1,233	2	33	16	-1.62	High
Turkish Lloyd	TL	487	0	15	4	-1.60	High
RINA Services S.p.A.	RINA	4,427	13	104	73	-1.60	High
Russian Maritime Register of Shipping	RMRS	2,926	15	71	46	-1.24	High
Polski Rejestr Statkow (Polish Register of Shipping)	PRS	531	3	16	5	-0.48	High
Panama Maritime Documentation Services	PMDS	149	0	6	0	0.05	Medium
Phoenix Register of Shipping	PHRS	496	5	16	4	0.06	Medium
Croatian Register of Shipping	CRS	153	1	6	0	0.19	Medium
International Naval Surveys Bureau	INSB	617	9	19	6	0.23	Medium
Indian Register of Shipping	IRS	155	3	6	0	0.49	Medium
Overseas Marine Certification Services	OMCS	99	2	5	0	0.50	Medium
Dromon Bureau of Shipping	DBS	542	11	17	5	0.51	Medium
Macosnar Corporation	MC	131	3	6	0	0.56	Medium
Intermaritime Certification Services, ICS Class	ICS	174	4	7	0	0.57	Medium
Isthmus Bureau of Shipping, S.A.	IBS	117	4	5	0	0.78	Medium
Bulgarian Register of Shipping	BRS	237	7	9	1	0.78	Medium
National Shipping Adjuster Inc.	NASHA	217	7	8	0	0.84	Medium
Maritime Bureau of Shipping	MBS	84	4	4	0	0.94	Medium
Maritime Lloyd - Georgia	ML	149	6	6	0	0.96	Medium
Other	OTHER	399	13	13	3	0.99	Medium
Venezuelan Register of Shipping	VRS	130	6	6	0	1.15	Low
Mediterranean Shipping Register	MSR	150	8	6	0	1.79	Low
International Register of Shipping	IS	254	14	9	1	2.44	Very Low
Panama Shipping Registrar Inc.	PSR	97	7	5	0	2.60	Very Low
Shipping Register of Ukraine	SRU	515	30	16	5	3.27	Very Low
Columbus American Register	COLAMREG	67	7	4	0	4.23	Very Low

(解説)

- 1) 東京MOUでは、Low performanceのROが無い。一方、パリMOUではVery Lowが4機関、Lowが2機関(前年はVery Low、Lowがそれぞれ3機関)となった。

組織図

平成 3 1 年 3 月 3 1 日現在



#### <附属明細書の作成について>

上記の事業報告に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定されている附属明細書によりその内容を補足すべき重要な事項はありませんので、附属明細書は作成していません。